

【産業廃棄物収集運搬業】

1. 事業の範囲

- (1) 積替え、保管を除く

燃え殻、汚泥、ゴムくず

上記3品目は石綿含有産業廃棄物であるものを含む

以上3種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。また、水銀含有ばいじん等を含む。

- (2) 積替え、保管を含む

廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く)及び陶磁器くず、がれき類

上記7品目は石綿含有産業廃棄物であるものを含む

以上7種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

- (1) 所在地：岐阜県揖斐郡大野町大字黒野河原畑 2230 番 10

- (2) 保管面積：18m³

- (3) 産業廃棄物の種類：

廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く)及び陶磁器くず、がれき類

上記7品目は石綿含有産業廃棄物であるものを含む

以上7種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

- (4) 保管上限：20m³

- (5) 高さ：1.50m

【特別管理産業廃棄物収集運搬業】

1. 事業の範囲

積替え、保管を除く

腐食性廃アルカリ、感染性産業廃棄物、特定有害廃石綿等

以上3種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし